

あおもり産品販売促進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、あおもり産品販売促進協議会という。(以下「協議会」という。)

(目的)

第2条 この協議会は、青森市産農林水産物の地産地消をはじめとした販売促進を総合的に支援し、本市産業の活性化を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 青森市産農林水産物に関する総合的販売戦略の調整に関する事項
- (2) 域内外販売促進に関する事項
- (3) 地産地消の意識啓発に関する事項
- (4) その他前条の目的実現に必要な事項

(会員等)

第4条 協議会の会員は、農林水産物の生産、流通、加工、販売に携わる団体等とし、協議会の目的に賛同するものとする。

- 2 第2条の目的を効率的に達成するため、本協議会に参加及び顧問を置くことができるほか、会長は必要に応じて意見参考人を出席させることができる。
- 3 協議会は、前条の具体的業務運営について部会に検討させることができる。

(負担金)

第5条 会員は、協議会が行う業務の費用に充てるため、負担金を納入しなければならない。ただし、事業費実施経費相当分を負担する場合はこの限りでない。

- 2 負担金の額は、一口一万円とする。

(入会)

第6条 協議会に入会するには、別に定める入会申込書を提出し、全役員の承認を受けなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、会長に申し出るものとする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監 事 3名以内

(役員を選出)

第9条 役員は協議会において、会員の中から選任する。

(役員職務)

第10条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、会長職務代理者として、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の業務及び会計の状況を監査し、当該監査結果を総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じて補充した場合は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集し議長となる。

2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 総会は次の事項について議決する。ただし、必要に応じ会員への持ち回り合議を経ることによって、総会の議決があったものとみなす。

(1) 規約の改正

(2) 事業計画及び事業報告

(3) 収支予算及び収支決算

(4) その他必要な事項

5 総会は、年2回開催するほか、必要に応じて開催する。

(書面又は代理人による表決)

第13条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 前条第2項から同条第4項の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(部会)

第14条 協議会の具体的な運営方法等を検討するため、会長は第4条第3項に定める部会を置くことができる。

2 部会は、第4条で定める会員、参与、意見参考人のほか、会長が必要に応じて指名する関係者で構成する。

3 各部会に次の役員を置き、部会長は会議の議長となる。

(1) 部会長 1名

(2) 副会長 1名

4 部会で検討された事項は、協議会に報告しなければならない。

5 協議会への報告は文書による報告により、承認できるものとする。

(経費)

第15条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 事務を処理するため、青森市農林水産部あおり産品支援課に事務局を置く。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年5月30日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成19年6月22日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成20年4月1日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成20年10月1日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成21年7月21日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成22年4月27日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成23年4月26日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成24年5月25日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成26年4月1日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成27年4月1日より施行する。

(施行期日)

この規約は、平成29年4月28日より施行する。